



三重県公報

平成30年4月13日 (金)

第 2996 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
291	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	2
292	同件	(同)	2
293	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	2
294	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	3
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	3
	同件	(同)	4
	同件	(同)	4
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	6
	同件	(同)	6
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(教 育 委 員 会)	8

告 示

三重県告示第 291 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 4 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）イオンモール津みなみ
津市高茶屋小森町 145 番地ほか 187 筆
- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 4 月 13 日から同年 5 月 14 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 292 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 2 項の規定により提出があった意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 4 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）イオンモール津みなみ
津市高茶屋小森町 145 番地ほか 187 筆
- 2 意見を有する者から述べられた意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
ア 自動車免許がなく自転車で行くので、出入口近くに駐輪場の設置を行うこと。
イ 足腰が大分弱ってきているので駐輪場の付近及び店舗内にも沢山休憩所を設置すること。
ウ JR 高茶屋駅から店舗へ行く道路は、旧店舗では大変混雑していて、安全に道路を渡れるか不安であるため対策の配慮を行うこと。
 - (2) その他の事項
防犯カメラを沢山設置すること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 4 月 13 日から同年 5 月 14 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 293 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南濃北勢線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
いなべ市北勢町大字二ノ瀬字御弁当谷国有林 38 林班内	旧	10.15~18.81	160.57
	新	13.32~20.81	160.57

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 松阪第 2 環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市山室町字出戸井 1445 番 1 地先内	旧	28.81~41.81	18.00
	新	29.11~45.24	18.00

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 紀宝川瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
南牟婁郡御浜町大字片川字村谷 504 番 1 地先内	旧	4.10~4.40	22.00
	新	4.50~9.10	22.00

三重県告示第 294 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 平成 30 年 4 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 北勢多度線	いなべ市北勢町阿下喜字樋之口 170 番 7 地先 から いなべ市北勢町阿下喜字樋之口 168 番 3 地先 まで	平成 30 年 4 月 13 日
一般国道 166 号	松阪市飯高町木梶字尾ノ上 169 番 2 地先内	平成 30 年 4 月 13 日
県道 紀宝川瀬線	南牟婁郡御浜町大字片川字村谷 504 番 1 地先内	平成 30 年 4 月 13 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 4 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

東大淀土地改良区（伊勢市東大淀町 485 番地）

退任理事

- 伊勢市東大淀町 266 番地 2
- 〃 〃 307 番地
- 〃 〃 324 番地
- 〃 〃 313 番地
- 〃 〃 325 番地 4

- 村 井 哲 夫
- 濱 口 仁
- 田 根 信 夫
- 西 村 登志一
- 西 村 和 久

退任監事

伊勢市東大淀町 297 番地

西 村 忠 男

伊勢市東大淀町 71 番地 21	森 文 生
就任理事	
伊勢市東大淀町 307 番地	濱 口 仁
〃 〃 71 番地 10	森 正 雄
〃 〃 324 番地	田 根 信 夫
〃 〃 313 番地	西 村 登志一
〃 〃 325 番地 4	西 村 和 久
就任監事	
伊勢市東大淀町 297 番地	西 村 忠 男
〃 〃 243 番地 1	森 茂 久

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 4 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三郷井堰土地改良区（伊賀市三田 986 番地の 1）

退任理事

伊賀市山神 800	稲 田 精 一
〃 大谷 690-3	北 島 伊久雄
〃 三田 1587-2	奥 谷 征 夫
〃 〃 1716	中 島 誠 裕
〃 〃 1138	本 城 尚 武
〃 野間 199-1	森 岡 勝 治
〃 東高倉 292	井之坂 浩 径
〃 〃 326	大 西 一
〃 〃 1254	藪 裏 素 行
〃 西高倉 3320	北 前 芳 幸

退任監事

伊賀市山神 706	稲 田 昌 人
〃 野間 303	新 喜久雄
〃 東高倉 292	田 中 義 則

就任理事

伊賀市山神 800	稲 田 精 一
〃 大谷 839	山 下 達 也
〃 三田 1587-2	奥 谷 征 夫
〃 〃 1716	中 島 誠 裕
〃 〃 1931-1	浦 出 典 英
〃 野間 288	前 田 啓 生
〃 東高倉 326	大 西 一
〃 〃 275	上 山 良 輝
〃 〃 1234	西 山 映
〃 〃 1998	森 田 幸 典

就任監事

伊賀市大谷 865	樋 口 正 行
〃 三田 1501	中 森 秀 樹
〃 東高倉 650	大 東 修

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 4 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

菰野町土地改良区（三重郡菰野町大字菰野 2074 番地 1）

退任理事

三重郡菰野町大字菰野 2064 番地 1

- 〃 〃 大字下村 128 番地
- 〃 〃 大字大強原 696 番地
- 〃 〃 大字吉澤 780 番地
- 〃 〃 大字池底 46 番地
- 〃 〃 大字潤田 988 番地 1
- 〃 〃 大字千草 4859 番地 1
- 〃 〃 大字音羽 630 番地 1
- 〃 〃 大字千草 2499 番地
- 〃 〃 〃 3499 番地
- 〃 〃 〃 6418 番地
- 〃 〃 大字菰野 811 番地 7
- 〃 〃 〃 7173 番地
- 〃 〃 〃 7112 番地
- 〃 〃 〃 7020 番地
- 〃 〃 大字福村 310 番地
- 〃 〃 大字田口 1888 番地 1
- 〃 〃 大字田光 2087 番地
- 〃 〃 〃 2127 番地
- 〃 〃 大字榊 294 番地
- 〃 〃 大字杉谷 1829 番地
- 〃 〃 〃 1380 番地 1
- 〃 〃 大字田口新田 999 番地
- 〃 〃 〃 1331 番地 1
- 〃 〃 大字菰野 6502 番地 1
- 〃 〃 〃 6041 番地

- 服部 忠行
- 島原 正木
- 内田 昭治
- 佐藤 恒充
- 小森 文勝
- 磯野 幸
- 大塚 長雄
- 藤田 貞尚
- 相馬 逸雄
- 山口 嘉久
- 内田 芳弘
- 加藤 良太郎
- 池川 直
- 山崎 嘉嗣
- 秦 哲哉
- 平井 満
- 谷 智
- 諸岡 毅
- 諸岡 幹忠
- 山口 香
- 市川 寛
- 市岡 正美
- 鈴木 治弥
- 舘 次男
- 矢田 義美
- 矢田 長衛

退任監事

三重郡菰野町大字菰野 879 番地

- 〃 〃 大字池底 73 番地
- 〃 〃 大字竹成 825 番地
- 〃 〃 大字田光 2213 番地 2

- 南川 良治
- 堀内 弘
- 千種 敏治
- 辻 隆

就任理事

三重郡菰野町大字吉澤 428 番地 1

- 〃 〃 大字下村 133 番地 2
- 〃 〃 大字大強原 696 番地
- 〃 〃 大字吉澤 1963 番地 2
- 〃 〃 大字池底 46 番地
- 〃 〃 大字潤田 1008 番地
- 〃 〃 大字千草 4112 番地 2
- 〃 〃 大字音羽 630 番地 1
- 〃 〃 大字千草 2499 番地
- 〃 〃 〃 3291 番地
- 〃 〃 〃 6414 番地
- 〃 〃 大字菰野 875 番地 1
- 〃 〃 〃 7173 番地
- 〃 〃 〃 7112 番地
- 〃 〃 〃 7020 番地

- 石原 正敬
- 川村 正
- 内田 昭治
- 市川 清
- 小森 文勝
- 高橋 民郎
- 加藤 秀一
- 藤田 貞尚
- 相馬 逸雄
- 岡本 久秋
- 内田 孝弘
- 谷 利純
- 池川 直
- 山崎 嘉嗣
- 秦 哲哉

三重郡菰野町大字福村 310 番地	平 井 満
〃 〃 大字田口 2063 番地	谷 靖 博
〃 〃 大字田光 3133 番地	宇佐美 一 豊
〃 〃 〃 2127 番地	諸 岡 幹 忠
〃 〃 大字榑 294 番地	山 口 香
〃 〃 大字杉谷 1808 番地	増 田 茂
〃 〃 〃 1538 番地 1	秦 清 信
〃 〃 大字田口新田 999 番地	鈴 木 治 弥
〃 〃 〃 1331 番地 1	館 次 男
〃 〃 大字菰野 6502 番地 1	矢 田 義 美
〃 〃 〃 6041 番地	矢 田 長 衛

就任監事

三重郡菰野町大字菰野 131 番地	谷 文 雄
〃 〃 大字池底 73 番地	堀 内 弘
〃 〃 大字竹成 825 番地	千 種 敏 治
〃 〃 大字田口新田 2252 番地 1	萩 幸 男

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、玉垣土地改良区（鈴鹿市東玉垣町 1386 番地の 5）の定款の変更を認可しました。

平成 30 年 4 月 13 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、神田土地改良区（員弁郡東員町大字山田 2617 番地）の定款の変更を認可しました。

平成 30 年 4 月 13 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により、亀山市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 13 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
 亀山都市計画第一種市街地再開発事業
 亀山駅周辺 2 ブロック地区第一種市街地再開発事業
- 2 縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により、亀山市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 13 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
 亀山都市計画高度利用地区
- 2 縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画公園
2・2・42号川田ふれあい公園
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年4月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画特別用途地区
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、亀山市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年4月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
亀山都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、亀山市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年4月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
亀山都市計画準防火地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、亀山市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年4月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
亀山都市計画道路
3・5・7号駅前高塚線
3・5・25号亀山駅前線
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成30年4月13日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

1 入札に付する事項**(1) 業務名**

ネットDE研修システムの賃貸借契約

(2) 業務の特質等

業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 業務期間

平成30年10月1日（月）から平成36年9月30日（月）までとします。

(4) 業務履行場所

三重県総合教育センター（三重県津市大谷町12番地）

データセンター（三重県津市内）

2 入札参加者及び落札者に必要な資格**(1) 競争入札参加資格**

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要綱により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を平成30年5月14日（月）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、競争入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(3)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-0007 三重県津市大谷町 12 番地
三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班 担当 木口
電話 059-226-3512 ファクシミリ 059-226-3706

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から平成 30 年 5 月 28 日(月)まで調達システムにより提供します。

(5) 現地確認の期間

現地確認は、平成 30 年 4 月 20 日(金)から同月 25 日(水)まで(※土曜日及び日曜日を除きます。)の 9 時から 16 時までの間で 1 事業者 90 分以内とします。

現地確認を行うに当たっては、現地確認を希望する前日の 12 時までに(1)の担当部局へ事前に予約してください。

なお、データセンター(三重県津市内)については、現地確認はできません。

(6) 競争入札参加資格確認結果の通知

平成 30 年 5 月 18 日(金) 17 時までに通知します。

(7) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

競争入札参加資格確認結果の通知の日から平成 30 年 5 月 28 日(月) 15 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、津観音寺郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 30 年 5 月 28 日(月) 15 時

なお、津観音寺郵便局へは平成 30 年 5 月 19 日(土)から同月 28 日(月) 15 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0062 三重県津市観音寺町 604-265

宛 先 津観音寺郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班

案件名 「ネットDE研修システムの賃貸借契約」入札書在中

(8) 開札の日時及び場所

日時 平成 30 年 5 月 29 日(火) 10 時

場所 三重県津市大谷町 12 番地

三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班(三重県総合教育センター内)

(9) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札(見積)価格は、消費税及び地方消費税(平成 31 年 9 月まで:8%、平成 31 年 10 月から:10%)を含む平成 30 年 10 月から平成 36 年 9 月までの 6 年間の合計額(免税業者にあつては契約希望額)としてください。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。)第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再

生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Services to be Required :

Net De Training System.

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, May 28, 2018.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Saturday, May 19, 2018 and 3:00 P.M. on Monday, May 28, 2018.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:00 A.M. on Tuesday, May 29, 2018.

(4) Managing Authority :

Mie Prefectural Educational Center
12 Ootani-cho, Tsu city, Mie, 514-0007, Japan
TEL:059-226-3512

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
